

秋田県指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 令第11条の2第1項の規定による申請は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第24条の2第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、施行規則第34条の4第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては第2号様式による変更届出書により、受託事務の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては第3号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(市町村等への情報提供)

第4条 知事は、前二条の規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、市町村その他の機関に対して、当該指定等に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 運営規程
- (8) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、令第11条の6各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 当該事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 受託事務の種類
- (5) 居宅サービス等の提供の有無

附 則

この要綱は、平成20年 3月 1日から施行する。